

＜夫婦関係調整（離婚）調停を申し立てる方へ＞

1 概要

離婚について当事者間の話し合いがまとまらない場合や離婚の話し合いができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、離婚そのものだけでなく、離婚後の子どもの親権者を誰にするか、親権者とならない親と子との面会交流をどうするか養育費、離婚に際しての財産分与や年金分割の割合、慰謝料についてどうするかといった財産に関する問題も一緒に話し合うことができます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、別途、離婚訴訟を提起する必要があります。

2 申立てに必要な費用（郵便局で購入してください。）

- 収入印紙・・・1200円
- 連絡用の郵便切手・・・500円×1枚、140円×1枚、84円×10枚、10円×10枚、1円×5枚
合計1585円分

裁判所に提出する書類の中に他方当事者等に知られたくない情報がある場合には、別紙「非開示希望と当事者間秘匿のご案内」をご覧ください。

3 申立てに必要な書類

- 申立書 2 通
 - 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用（控え）の3通を作成し、裁判所には、裁判所用、相手方用の合計2通を提出してください。申立人用（控え）は、調停期日に持参してください。
- 事情説明書 1 通
- 子についての事情説明書 1 通 * 未成年の子どもがいる場合に提出してください。
- 送達場所の届出書 1 通
- 進行に関する照会回答書 1 通
- 夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) 1 通
 - 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
 - 外国人を当事者とする場合は、世帯全員の住民票（マイナンバーの記載のないもの）を提出してください。
- (養育費を求める場合)収入に関する書類等(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)
写し 2 通（裁判所用、相手方用）
 - 申立人の収入がわかる資料（①最新の源泉徴収票写し又は②確定申告書写し、①が取得できない場合は③給与明細（過去6か月分）写し、収入がない場合は④非課税証明書写しなど）
※給与所得者は源泉徴収票写し、自営業者等は確定申告書写しを提出してください。給与明細写しは年度途中で就職した場合など源泉徴収票では年収を示すことができないときに提出してください。
- (年金分割を求める場合)「年金分割のための情報通知書」 原本 1 通及び写し 2 通
 - 情報通知書の請求手続については、年金事務所、各共済組合又は私学事業団の窓口にお問い合わせください。
 - 情報通知書に相手方に知られたくない住所が記載されている場合は、住所の部分をマスキングして消した状態で写しを2通作成し、原本は「非開示希望申出書」と一体として提出してください。なお、住所を秘匿している場合は、住所の記載のない情報通知書を発行してもらうことが可能ですので、申請する年金事務所、各共済組合又は私学事業団の窓口にお問い合わせください。

4 調停手続で必要な書類等の提出方法等

・調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらったことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

※ 必要になる書類の例

＜財産分与を希望する場合：夫婦の財産に関する資料等＞

→不動産登記事項証明書、固定資産税評価証明書、預金通帳写し、残高証明書等、夫婦の財産の内容が分かるもの

＜婚姻費用等について決まったことがある場合：その内容の分かる書面＞

→合意書、公正証書、調停調書、審判書等

・書類等を提出する場合には、裁判所用の写し1通を提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。また、相手方に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び相手方用として写し2通を提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

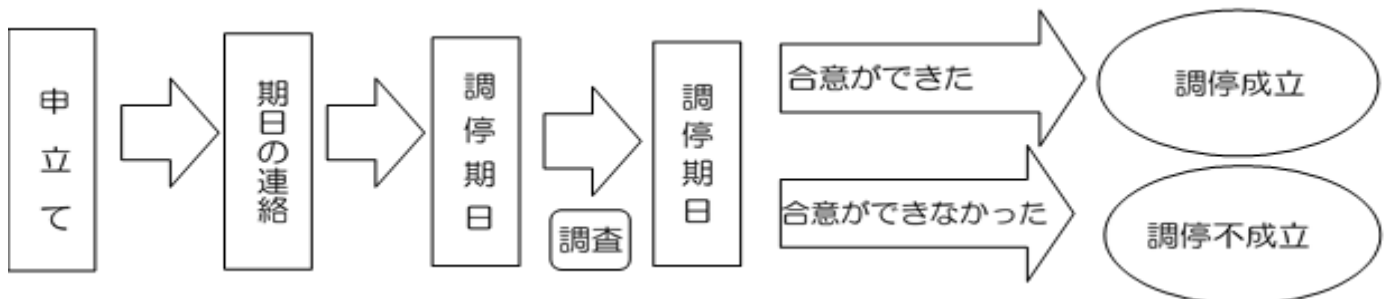
5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。そのため、「非開示希望申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

6 調停の進め方について

- ・調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。
- ・調停手続は非公開です。当事者、代理人以外の方が期日に出席することはできません。
- ・調停の流れは下図のとおりです。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子どもの監護に関する問題等について調査を行う場合もあります。



7 申立先及び問い合わせ先

申立先は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所または相手方と合意した家庭裁判所です。

※ 相手方と管轄裁判所について合意があるときは、管轄合意書の提出が必要です。

相手方の住所地が栃木県内の場合の申立先は、別紙「申立先一覧」のとおりです。